

議案第 5 8 号

向日市学校給食センター設置条例の制定について

向日市学校給食センター設置条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 8 月 2 7 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市学校給食センター設置条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、市立中学校における学校給食の調理等の業務を一括処理するため、学校給食センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 向日市学校給食センター

位置 向日市物集女町吉田1番地

(職員)

第3条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。